日本に本帰国する際のTo Do List
―税金の観点から―

2025年9月27日

渡邉伸悟 ACA

目次

自己紹介
本帰国の税務的な意味
各所得別のポイント
To Do List
まとめ
参考リンク

Shingo Watanabe (c) All rights reserved

1.　自己紹介

名前：渡邉伸悟（わたなべしんご）

出身：福岡県北九州市

英歴：2008年6月に来英（在英18年目）

資格：ICAEW (イングランド&ウェールズ勅許会計士協会）所属

活動：英国福岡県人会（代表幹事）、London Meat Festival主催

Shingo Watanabe (c) All rights reserved

2. 本帰国の税務的な意味

- 本帰国の税務的な意味
  - 英国における税務上のステータスが「居住者」→「非居住者」へ
  - 居住者は全世界所得が課税対象
  - 非居住者は原則として英国内で発生した所得のみが課税対象
- 日本への本帰国後は日本で「居住者」となり、全世界所得が日本で課税対象になる
- 居住判定はStatutory Residence Testにて確定される
- 課税年度中の出国についてはSplit Year Treatmentが適用される場合がある
- 本帰国の際はHMRCへその旨を届け出る必要がある
  - 確定申告を行っていない場合はForm P85
  - 確定申告を行っている場合はResidence section

Shingo Watanabe (C) All rights reserved

3. 各種所得別のポイント

- 個人事業収入
  - 税務的なポイント
    - 事業を閉鎖する場合は、HMRCへ最後のSelf-Assessment Tax Returnの申告が必要
      - 売却する資産の内容によってキャピタルゲイン税が発生する可能性がある
      - Business Asset Disposal ReliefやTerminal Loss Reliefなどの控除が活用できる
      - 雇用をしている場合はPAYEスキームの閉鎖
      - VAT登録をしている場合は登録の解除
    - ビジネスを継続する場合は、英国で課税か日本で課税か判断が必要
  - その他のポイント
    - 事業用銀行口座等の解約
    - 顧客・サプライヤーへの通知

Shingo Watanabe (c) All rights reserved

3. 各種所得別のポイント

- 年金収入
  - 国民年金
    - 日英双方で課税される可能性がある
    - 二重課税された場合は、日英どちらかの国で還付申請を受け取れる
    - 日英租税条約の解釈によっては、日英どちらかのみで課税と判断できるケースもある
    - 非居住者の場合は国民年金のインフレ調整はない
  - 私的年金
    - 国民年金とほぼ同様
    - Recognised Overseas Pension Scheme (ROPS)登録のない年金に移管する場合は25%のTransfer Chargeがとられる(日本はない)
  - その他のポイント
    - 帰国前にInternational Pension Centreへ連絡が必要
      - Department of Workから"Life Certificate"の連絡があった場合は速やかに記載
        - 返信しないと国民年金が止められる可能性もある

Shingo Watanabe (C) All rights reserved

3. 各種所得別のポイント

- 不動産収入
  - 英国不動産からの収入は、非居住者であっても英国で課税される
  - Non-resident Landlordsとして登録して確定申告が必要
  - 上記のスキームにより、英国非居住者が保有する不動産にかかる税金は、エージェントかテナントが源泉してHMRCに支払う必要がある
  - HMRCと合意すれば、NRLsではなく源泉前の総額で家賃を受け取ることができる
    - 経費計上などを通じて納税額を正確に計算できる
  - また日本で海外不動産所得として課税対象
  - 外国税額控除を通じて日本で所得税額から差し引ける

Shingo Watanabe (C) All rights reserved

3. 各所得別のポイント

- 金融資産収入
  - 英国銀行からの利息収入や投資収入(配当金、国債利息など)
    - Disregarded incomeに分類される収入（銀行利息収入など）は原則UK源泉税の対象外
    - 日本で課税所得として申告
    - 英国で厳選された場合は租税条約により還付可能な可能性がある
- キャピタルゲイン税
  - 帰国後でも、英国の土地や不動産を売った場合はキャピタルゲイン税の対象
  - 株式の売却などその他の英国資産は、5年以内に英国に戻ってきた場合のみ課税対象に
- 相続関連
  - 英国の不動産、金融資産を相続した場合は該当する収入のルールにのっとり税金計算が必要
  - 英国贈与税の7年ルール

Shingo Watanabe (c) All rights reserved

4. To Do List

- 自身の本帰国プランをしっかりと準備する
  - 日英（またそれ以外の国の）資産の棚卸
  - 家族構成の確認と話し合い(贈与・相続)
  - 遺書！
- 個人事業主登録、VAT登録、PAYE登録の解除
- 年金事務所、銀行、関連各部への住所変更等の連絡
- 英国で引き続き確定申告が必要かどうかの確認
- 日本側税務の確認・調整
- 専門家のアドバイスを受ける

Shingo Watanabe (c) All rights reserved

5. まとめ

- 本帰国に際して考えるべき税務のポイントは多岐にわたる
- ルールは複雑で個人の状況により適切なプランニングは異なる
- 税務ルールは変更が多いため、帰国直前のタイミングの最新のルールを確認することが重要
- まずは自身の資産を棚卸し、家族とも相談しながら十分な計画を立てることが必要
- 会計士、弁護士、ファイナンシャルプランナーなどの専門家に相談することをお勧め

Shingo Watanabe (c) All rights reserved

6. 参考リンク

- Non-resident Landlords Scheme
- Tax on your UK income if you live abroad
- How Double Taxation Treaties affect non-UK residents with UK income
- Saving and investment income: non-residents
- Guidance Living in Japan (for British Citizen)

Shingo Watanabe (C) All rights reserved

免責事項

- このスライドはThe Village発足イベントのために作成されたものです。発表者の許可なく、本目的以外での使用及び第三者への提供は禁止します。
- この資料は税務アドバイスではありません。
- この資料は発表者が勤務する会計事務所を代表する内容ではなく、あくまで発表者が調べた内容をもとに作成されています。
- 発表者は、この資料にある内容について別途専門家への相談を推奨しております、その相談なく、この資料のみを参照したことによって被ったいかなる損失についても、発表者はその責任を負いません。
- イベント時点で確認できる限りの最新の情報をもとに作成していますが、イベント終了時点以降の参照について、その情報の最新性を保証するものではありません。

Shingo Watanabe (C) All rights reserved

ご清聴ありがとうございました